

／令和7年10月1日契約分から／

※従来どおり、紙でも可能です。

電子契約の対象契約が拡大します。

半田市では、DX推進及び事業者様の利便性の向上を図るため、令和7年10月から発注する全ての契約（一部例外あり）において電子契約の利用が始まります。

（立会人型）電子契約

登録不要・手数料無料・必要なのはメールアドレスのみ！

- ◆概要 要：紙の契約書に押印する代わりに、電子ファイル（PDF形式）の契約書に半田市と受注業者双方が電子署名を付与することで契約を締結するもの
- ◆対象契約：**半田市発注の全契約**の契約書・請書
※一部法令により対象外となる契約もあります。
- ◆サービス：クラウドサイン
- ◆メリット：収入印紙が不要／時間・コストの削減
- ◆利用手続（最初にやること）：
落札後翌日の正午までに「電子契約利用申出書」を発注課へ提出する。

■電子契約締結までの流れ

基本情報

- ✓ 半田市から受注する場合、クラウドサインへの登録はいりません。
- ✓ インターネット接続可能なパソコン又はスマートフォンがあれば利用できます。

契約締結は4ステップで完了



→運用に関するその他詳細やQ & Aは、半田市ホームページに記載しています。
ご確認ください。